

竹原市民生都市建設委員会

令和5年2月17日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第11号 市道路線の認定について
- 2 議案第12号 竹原市債権管理条例案
- 3 議案第16号 竹原市保育所設置及び管理条例等の一部を改正する条例案
- 4 議案第17号 竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第18号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第19号 竹原市墓地使用条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第20号 竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第22号 竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第25号 竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第26号 竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第27号 竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第29号 令和4年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第31号 令和4年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

(その他)

- 1 介護職員応援給付金事業について
- 2 閉会中の継続審査の申出について

(令和5年2月17日)

出席委員

氏 名	出 欠
下 垣 内 和 春	出 席
蕎 麦 田 俊 夫	出 席
宇 野 武 則	出 席
吉 田 基	出 席
高 重 洋 介	出 席
今 田 佳 男	出 席
村 上 ま ゆ 子	出 席

委員外議員出席者

氏 名
大 川 弘 雄
松 本 進
堀 越 賢 二
平 井 明 道

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 矢口尚士

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊
建 設 部 長	梶 村 隆 穂
市 民 課 長	内 山 修
税 務 課 長	井 上 光 由
社 会 福 祉 課 長	住 田 昭 徳
健 康 福 祉 課 長	森 重 美 紀
建 設 課 長	松 岡 俊 宏

午前9時57分 開会

委員長（下垣内和春君） では、皆さんおはようございます。

開会前に委員長から一言申し上げます。

発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、発言していただきますようよろしくお願いいたします。

議事の進行ですが、議案ごとに詳細にわたる一問一答による質疑を行った後に委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開あるいは終結を決定し、質疑が終結いたしましたら、個別討論、個別表決と考えております。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第1回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年第1回定例会へ提案をさせていただいております議案のうち、議案第11号外12議案につきまして説明をさせていただきますので、慎重な御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審査の順序につきましては、お手元の付託議案審議順序表の順に行ってまいりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後、座ったままで行っていただいて結構です。

それでは、議案第11号市道路線の認定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） 失礼します。建設部建設課の案件につきましては、議案第11号市道路線の認定についてでございます。

議案書につきましては9ページ、議案参考資料につきましては11ページとなっております。

それでは、議案参考資料によりまして御説明させていただきます。

本案は、道路法の規定により、市道路線を認定することについて議会の議決を求めるものでございます。

新たに整備する1路線を市道として認定するものであります。

12ページ、別図1を御覧ください。

路線番号は7196、路線名は北崎6号線としております。

根拠法令につきましては、道路法第8条第2項となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いをいたします。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手の上、一問一答でお願いいたします。

質疑はございませんか。

高重委員。

委員（高重洋介君） すみません、少し意見を述べさせていただきたいと思うのですが、市民の安心・安全のために今回の市道をとということで、ここはもう全然問題はないのですが、利便性もよくなり、安心・安全も守られる。その中で、使われなくなった市道というか、行き止まりになったりとか、そういったところが何か所かあるかと思うのですよ。その中で、例えばそこをお店の駐車場にしたりとか、のぼりを立てたりとか、そういったことがあるところもあると思うのです。私のほうには、いろんなそういったどうなっているのかというような話が出てくるのですが、そういったことについて認識されておられますか。

委員長（下垣内和春君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） 全てではないですが、そういったところも多少あるということは、声としては聞いているところでございます。今、いろいろとその地域の意見とか、そういったところを踏まえて、適切なそういう取扱いといたしますか、今後の運用につ

いて生かしていきたいというふうに考えております。

委員長（下垣内和春君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 竹原市の財産ということで、市民の皆様のものでもありますし、一個人のそういったものに使われるというのは、それも、私も何回か見させてもらいましたが、本当に自分の土地のように使われておられる方もいますので、その辺をしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

委員長（下垣内和春君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） 適切にそういったところを把握しながら、そういった指導も引き続き行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（下垣内和春君） その他、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第12号竹原市債権管理条例案を議題とします。

議会事務局係長（矢口尚士君） 建設部を出してください。

委員長（下垣内和春君） すみません、建設部、退席してください。ごめんなさい。

委員（宇野武則君） 1つか、建設部は。

委員長（下垣内和春君） 1つだけです、ごめんなさい。

議会事務局係長（矢口尚士君） 委員長、すみません、暫時休憩入れてください。

委員長（下垣内和春君） 暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時04分 再開

委員長（下垣内和春君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

議案第12号竹原市債権管理条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（井上光由君） それでは、議案第12号竹原市債権管理条例案につきまして、この議案につきましては1月30日に開催いたしました当委員会におきまして説明をしておりますが、同様の内容になりますが、改めて説明をさせていただきます。

それでは、議案書11ページと議案参考資料13ページになります。

制定の内容につきましては、市民福祉部の議案等補足説明資料で説明いたしますので、

2ページの竹原市債権管理条例の制定についてを御覧ください。

それでは初めに、1の条例制定の趣旨につきまして、本市では平成13年に債権確保対策委員会を設置し、税をはじめ各種収入金の収納率向上や滞納繰越額の縮減に向けた取組を行ってまいりました。その取組により、収納率の向上につながる一定の成果は収めておりますが、徴収不能な債権の整理などの課題が存在しております。特に私債権につきましては、消滅時効において債務者による援用を要することや債権放棄に議会の議決を要することなどの理由から機動的な対応が難しく、効率的な管理手続の検討が課題となっております。こうした課題に的確に対応し、債権管理の適正化を一層図るために債権管理条例を制定してまいりたいと考えております。

それでは次に、2の対象債権ですが、図にあるように、金銭債権には公債権と私債権があります。公債権には強制徴収公債権と非強制徴収公債権があり、この条例案では、地方税の滞納処分の例により、強制徴収ができる市税や介護保険料等の強制徴収公債権を除きました私債権と非強制徴収公債権を対象としております。具体的な債権の例といたしまして、私債権は奨学金、新築住宅資金等貸付金、市営墓地管理手数料等になります。非強制徴収公債権は住宅使用料で、地方税の滞納処分の例によることができず、民事執行法による強制執行が必要な私債権及び公債権になります。

次に、3の条例の基本的な考え方といたしまして、(1)法令及び条例の規定に基づき、適正な債権管理と効果的、効率的な債権回収を行います。

(2)非強制徴収公債権及び私債権について、債権管理を続けても回収できる見込みがないものにつきましては限定的に放棄できる規定を設け、債権の整理を進めることによって回収可能な債権に注力することで収納率の向上等につなげるものであります。

次に、4の条例案の内容についてですが、(1)1条関係につきましては、法令等に特別な定めがある場合を除き、債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図ります。

(2)定義、2条関係につきましては、市が保有する非強制徴収公債権と私債権を条例上の市の債権とします。

(3)放棄、5条1項関係につきましては、市の債権について要件を限定し放棄できる旨を規定いたします。債権は、全額回収することが原則であります。徴収努力を尽くしてもなお徴収できる見込みがないときは、適正な債権管理を妨げる要因となるため、債権を放棄することができることとし、次の①から⑦がその要件となります。

(4) 5条2項関係につきましては、市長は、市の債権を放棄したときはこれを議会に報告しなければならないこととしております。

施行日は、令和5年4月1日から施行することとしております。

竹原市債権管理条例の制定につきましては以上になります。

委員長（下垣内和春君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

今田委員。

委員（今田佳男君） 対象が、ちょっと分かりにくい言葉で、私債権と非強制徴収公債権ですか、具体例を何個か挙げていただいているのですけれども、今のこういう条例が出てくるということは何か事情があると思うのですが、現在の状況、例えば延滞の残とか、ここで言ったら奨学金とか住宅使用料とかが出ていますけれども、状況を教えていただけますか。

委員長（下垣内和春君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 債権の滞納額ということでお答えさせていただきます。

金額の多いもの4つでございますが、令和4年度の主な私債権の滞納繰越額の調定になります。

住宅使用料につきましては2,868万1,000円、水道使用料8,942万9,000円、奨学金1,051万5,000円、新築住宅資金等貸付金、これが2,098万円、合わせまして1億4,960万7,000円になります。これは、令和4年度の年度当初の滞納繰越しの調定額でございます。この額を全部放棄をするということではなしに、この中の放棄の要件に合うものについてそういった手続を行っていくという形になっております。

以上です。

委員長（下垣内和春君） 今田委員。

委員（今田佳男君） かなりの金額で、債権の放棄については5条1項関係という、2ページ目にずっと7つが書いてあって、5番目ぐらいは大体法律で、こういう形になるのかと思うのですが、⑥番の強制執行権云々、それから⑦番の徴収停止という、これは誰かが判断しないとイケないということになるのだと思うのですが、これは恐らく市長が判断するという事によろしいのですか。

委員長（下垣内和春君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 停止なり放棄の判断でございますが、ここの5条1項関係の7つに該当すると、これによって執行停止を行うと、これを原則として1年というふうな形になります。当然、その要件に該当するという判断がある中で、そういった停止をしていくと。その停止後、原則として1年以上という場合に放棄をしていくというふうな形になっていきます。

その判断についてなのですが、当然債権の担当課において判断をします。ただ、これを放棄する場合に決裁を受けると、それが当然市長までの決裁でありますし、財政課のほうの合議というふうな形になっております。もちろん、皆さんが御存じように、財政課と申しますのは歳入歳出のほうの所管をしております。放棄をするということは歳入が少なくなるという観点でありますので、そういったところも注視しながら、内部での決裁、それから債権確保対策委員会のほうにも報告をする中で、議会のほうにも併せて報告をしていくというふうな形になっております。

以上です。

委員長（下垣内和春君） 今田委員。

委員（今田佳男君） 最後に課長が言われたように、放棄した後に議会に報告ということになるのだと思うのです。報告、それをきっちりやっていただかないといけないのですけれども、さっき伺った約1億4,000万円ですか、トータルで、かなりの金額なので、安易な取扱いになるということはないと思うのですが、十分な注意をしていただきたい、安易な取扱いにならないように注意をしていただきたいと思いますが、その点についてはどうですか。

委員長（下垣内和春君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 当然、先ほど申しましたように、庁内でも確認をしていくということでございます。要は、先ほど申しました財政課のほうでもその歳入が落ちるという観点でありますので、適正な放棄の内容であるかということは十分確認していくというふうに考えております。

以上です。

委員長（下垣内和春君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第18号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（井上光由君） それでは、議案第18号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして御説明いたします。

議案書33ページと議案参考資料43ページになります。

改正の内容につきましては、市民福祉部の議案等補足説明資料で説明いたしますので、4ページの令和5年度国民健康保険税の見直しについてを御覧ください。

それでは、1の竹原市国民健康保険税率の見直しに係る激変緩和措置について、（1）対応方針といたしまして、広島県が示す標準保険料率を適用した上で財政調整基金を繰り入れ、激変緩和措置を行います。

（2）方針の目的といたしまして、激変緩和措置を行うことで納税者の負担軽減を図るものであります。

（3）方針の内容につきまして、令和5年度の医療費見込みが増加したこと等により、県が示した令和5年度の標準保険料率が前年度比9%程度、これは1人当たりの調定見込額になりますが、上昇いたしました。この増額は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰が住民生活や経済活動に重大な影響がある中において納税者への負担が大きいと判断いたしまして、令和5年度の税率は令和4年度現行から標準保険料率への上昇率を2分の1として算出した税率とする激変緩和措置を講じるものであります。

次に、2の現行税率と標準保険料率及び激変緩和措置適用後の保険税率の比較の表を御覧ください。

①が令和4年度現行の保険税率、②が令和5年度標準保険料率で、県が示したものになります。③が激変緩和措置適用後の令和5年度保険税率案になります。①の現行と②の標準保険料率、③の激変緩和措置適用後の税率案を比較すると、所得割では、医療分、支援分、介護分の合計が①11.11%、②12.08%、③11.58%、①対②が0.97%となる上昇率を①対③の0.47%に抑制いたします。1人当たりの均等割額の合計では、①4万8,100円、②5万3,000円、③5万500円、①対②が4,900円となる増額を①対③の2,400円増に減額いたします。1世帯当たりの平等割額の合計では、①2万9,800円、②3万2,600円、③3万1,100円、①対②が2,800円となる増額を①対③の1,300円増に減額いたします。

次に、3の令和4年度現行と令和5年度激変緩和措置適用後の税額、調定額の比較の表

を御覧ください。

調定額が①現行の4億1,038万2,000円から②令和5年度激変緩和措置適用後の4億3,146万8,800円となり、差し引き2,108万6,800円、1人当たりで3,786円、増減率で5.14%の増額となります。

次に、4の1人当たりの調定額の推移の表を御覧ください。

県単位化移行前の平成29年度から令和5年度までの調定額の推移になります。

1人当たりの調定額は、①平成29年度が8万7,683円、新制度へ移行いたしました②平成30年度が7万9,096円に減少しておりますが、③、④の令和元年、令和2年度は医療費の必然等により増加しております。⑤、⑥の令和3年、令和4年度は、県の施策として、新型コロナウイルス感染症の蔓延対策といたしまして各年度10億円程度を基金から充当したこともあり、1人当たりの調定額が令和3年度は7万4,778円、令和4年度が7万3,677円と低く抑えられておりますが、⑧の令和5年度の県が示した標準保険料率では8万290円となることが見込まれるため、保険税の急激な上昇を抑える激変緩和措置を講じることで、令和5年度の1人当たりの調定額を7万7,463円に抑制するものであります。

次に、5の令和5年度の基金の見込額の表を御覧ください。

①の令和5年度当初の基金残高見込額につきましては4億3,638万181円になります。

②の収納不足見込額につきましては、県単位化後は県の決定した納付金を保険税を主な財源として県に支払いますが、令和5年度は600万円程度の不足を見込んでおります。

③の令和5年度基金繰入見込額は、保険税の激変緩和の財源として2,690万1,994円の繰入れを見込んでおります。

④の令和5年度の年度間調整分は、令和3年度の決算に伴います県納付金の追加分になります。令和5年度は155万8,305円の繰入れを見込んでおります。

⑤は、乳児医療等の福祉医療において本市独自の医療助成制度を行うことで県交付金が減額される額に対する補填で、地方単独事業の減額調整分及び収入の激減等による国民健康保険税の減免分の補填として1,194万2,615円を見込んでおります。

⑥は、①の令和5年度当初基金残高から、②から⑤の各項目を財政調整基金から取り崩して差し引いた額3億8,997万7,267円が令和5年度末の基金残高になります。令和6年度以降の基金保有額につきましては、県が示します標準保険料率見込額のおおむ

ね3か月分1億3,673万1,686円程度を保有するのが適切と考えております。また、平成30年度に県単位化になった後も、保険事業等の経費として広島県から毎年度交付されておりましたインセンティブ分が令和6年度から廃止されます。インセンティブ分と申しますのは、特定健診受診率や税の収納率が交付基準を上回ったときに交付されるもので、本市においては毎年度約2,000万円程度交付されておりましたが、これが廃止されるため、令和6年度以降において安定的に保険事業等を行う費用として約2億5,000万円程度の基金を残すこととしております。

竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては以上になります。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

村上委員。

委員（村上まゆ子君） すみません、激変緩和措置を利用して保険料が安くなるというのは納税者にとってとてもいいこととか、すばらしいことだと思うのですが、上昇率を2分の1とするのは何かの基準があるのでしょうか。

委員長（下垣内和春君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 上昇率2分の1と申しますのは、今までの上昇、これが、平成30年度から令和元年度の上昇率が3.96%になります。また、令和元年度から令和2年度が1.64%と。今回、県の標準保険料率と申しますのが9%近くというふうな形になります。それを全額抑制いたしますと、今度は次年度、令和6年度から県の標準保険料率にもう完全に合わせていくという方針でございますので、来年度、令和6年度の上昇率が一気に上がってしまうということもありますので、2分の1程度ということ。また、県内市でも同様の2分の1というのが多数を占めているというふうな状況。当然、市によっていろいろ抑制の方針と申しますか、額は違っております。中には抑制もしないというふうな方針の市町もありますので、本市といたしましては2分の1が適正ではないかというふうに考えて2分の1にしております。

以上です。

委員長（下垣内和春君） 村上委員。

委員（村上まゆ子君） その激変緩和措置を今まで使ったとか、発動されたことはあるのでしょうか、教えてください。

委員長（下垣内和春君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 今までの激変緩和措置，これは平成29年度から平成30年度に県単位化に移行しております。令和4年度までの激変緩和措置といたしまして，医療分の均等割，1人当たりのものを抑制してきたというふうな状況でございます。ただ，今回は先ほど申し上げました状況がありますので，医療分だけではなく，医療分，介護分，後期高齢者のほうを全て対象にして2分の1にしたという状況でございます。

委員長（下垣内和春君） 村上委員。

委員（村上まゆ子君） 令和5年度で基金が約10%減少することになると思うのですが，10年でこれはもうなくなってしまうと考えてもよろしいのでしょうか。

委員長（下垣内和春君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 先ほど申しましたインセンティブ分というものが廃止されるということでございます。ただ，県のほうにおきまして，また別の方法と申しますか，そういった事業に対する交付金というものが設定されるというふうには聞いております。

以上です。

委員長（下垣内和春君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので，次に参ります。

議案第17号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（内山 修君） 市民課長の内山でございます。よろしくお願いいたします。

今回御提案をいたしますのは，議案第17号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案でございます。

私からの説明は，市民福祉部の議案等補足説明資料，これをもちまして御説明をさせていただきます。

まず，議案第17号は5ページを御覧ください。

改正の概要でございますが，国の健康保険法施行令の一部が改正をされました——2月1日に公布がございました——ことに伴いまして，出産育児一時金の額を改正するものがございます。

2番の制度の概要でございますが，国民健康保険の被保険者が出産をされたときに出産

に要する経済的な負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度となっております。

なお、支給額の中には産科医療補償の掛金も1万2,000円含まれております。

3番の改正の内容でございますが、現行一時金総額、これは保険を込みで42万円でございますが、それを50万円に増額するものでございます。

4番の改正の理由でございますが、国の調査によりまして現在の一時金では出産費用が賅っていないという結果が出ております。これを踏まえまして、出産時の経済的な負担を軽減するために国において改正をされるものでございます。

5番の改正の影響につきまして、42万円から50万円になりますので、増額となる8万円の差額のうち、3分の2は一般会計からの繰入れとなりますが、それは地方交付税措置が図られております。残りの3分の1のうち、5,000円は国庫補助金の負担がございます。そして、その3分の1の残額につきましては広島県国民健康保険給付費等交付金、普通交付金の交付対象ということになりますので、市の財政負担はございません。

今後の予定でございますが、議決をいただいた後、4月より実施予定となっております。

議案第17号の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（下垣内和春君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第19号竹原市墓地使用条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（内山 修君） 議案第19号竹原市墓地使用条例の一部を改正する条例案でございます。

説明は、同じく市民福祉部議案等補足説明資料の6ページを御覧いただきたいと思っております。

概要につきましては、竹原市墓地使用条例第7条を改正するものでございます。皆様御存じのとおり、竹原市には唯一市営墓地が、竹原小学校の上の我元行墓地という、永楽院墓地というものがございます。こちらの墓地管理料——いわゆる公共部分であるのですが——につきまして、条例第7条第2項において「使用者は、墓地の維持管理に必要な経費

として別表に定める管理料を毎年納付しなければならない。」として、1区画当たり年間2,400円と定められております。一方、公募により年度の途中から墓地の使用を開始する場合には、管理料について明記がされておられません。したがって、年度の途中から使用を開始した場合の管理料については、開始した月から月割りをもって計算した額、つまり月200円を計算した金額で年度内に納めていただくこととするものでございます。

今後につきましては、議決をいただいた後、速やかに月割りでの年度精算を行ってまいりたいと考えております。

議案第19号の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（下垣内和春君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第20号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（内山 修君） 続きまして、議案第20号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案でございます。

私からの説明は、同じく議案等補足説明資料の7ページを御覧いただきたいと思っております。

7ページの資料、右肩の担当課が生活環境係になっておりますが、医療年金係の間違いでございます。申し訳ございません。

概要につきましては、乳幼児の健やかな育成を図るために、乳幼児等の医療に要する費用のうち一部負担金を除いた額について対象年齢を拡大し、乳幼児等を養育している者に支給するものでございます。

2番の改正内容につきましては、表にありますように、支給対象年齢について、現在入院は中学校3年生まで、通院は小学校6年生までの助成対象年齢となっておりますが、令和5年10月からは入通院とも18歳到達後、最初の3月31日まで、いわゆる高校生までなのですが、助成対象年齢を拡大するものでございます。今後も引き続き一部負担金は

頂きますが、所得制限は撤廃をすることとしております。

3番の改正理由でございます。以前から議会からの御指摘もありましたように、県内各市において助成内容の充実に取り組まれている中、乳幼児等の健やかな育成を図り、次世代の担い手確保の観点から、本市においても助成制度を拡充するものでございます。

今後のスケジュールでございますが、令和5年9月までにシステムの改修や医療機関、該当者への周知に取り組み、10月から制度を開始したいと考えております。

議案第20号の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（下垣内和春君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第22号竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（内山 修君） 続きまして、議案第22号竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案でございます。

私からの説明は、同じく議案等補足説明資料の8ページを御覧ください。

概要につきましては、マイナンバーカードの国の外郭機関であります電子署名等に関わる地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴いまして、所定の規定に対応するために竹原市印鑑条例を改正するものでございます。この改正によりまして、マイナンバーカードを使用した印鑑登録証明書を取得する方法が1つ増えることとなります。

2番の改正内容につきましては、現行の印鑑登録証明書を取得する方法につきまして、一つは窓口で登録者本人か代理人が対面により交付申請書に印鑑登録証を添えて提示して取得する方法、もう一つは登録者本人が本人のマイナンバーカードを使用してコンビニ等に設置してありますマルチコピー機を利用し取得する方法がこれまでございました。改正後は、今までの方法に加えて、登録者本人がマイナンバーカードを持っている場合に、スマートフォンを使用しましてコンビニ等に設置してあるマルチコピー機を利用し取得することができるようにするものです。簡単に申し上げますと、スマートフォンがマイナンバ

一カードの代わりになるというものでございます。ただし、事前にスマートフォン用の利用者証明用電子証明書の発行手続が必要であることと、一部機種には使用できないものがあるそうでございます。

今後につきましては、議決をいただいた後、4月以降に国のシステムが整い次第、順次サービスが開始される予定でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第29号令和4年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（内山 修君） それでは、議案第29号令和4年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について内容を御説明させていただきます。

議案等補足説明資料の9ページを御覧いただきたいと思っております。

まず1番は、税務課長のほうから御説明させていただきます。

委員長（下垣内和春君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） それでは、1、歳入の（1）医療給付費現年課税分につきましては、当初予算を下回るため、減額補正を行うものであります。減額理由につきましては、被保険者の負担軽減を図るため、本市独自の緩和施策として県内の医療費等から推計された標準保険料率から減額したことによるもので、その減額分は令和4年度の当初予算には反映されていないことから、当初見込みを下回るため、633万円を減額するものであります。

市民課長（内山 修君） それでは、（2）番の普通調整交付金についてでございます。県支出金の普通交付金9,384万4,000円を減額いたします。理由といたしましては、過去の実績から保険給付費の全額を県から交付されているものでございますが、当初の見積りより保険給付費が下回る見込みとなったためでございます。

次に、（３）番、県の繰入金についてでございますが、６９１万５、０００円を増額いたします。理由につきましては、医療費の適正化や保険税収納率の向上に必要な費用等が県から交付されるものでございますが、保険税高収納率確保対策の交付額が当初の見込みを上回るため、増額するものでございます。

次に、１０ページを御覧ください。

（４）番、職員給与費等繰入金についてでございますが、８２万５、０００円を減額いたします。理由につきましては、法改正に伴う国民健康保険市町村事務処理標準システムの改修に当たりまして竹原市独自の追加カスタマイズによるシステム改修委託料の繰入れを当初見込んでおりましたが、追加カスタマイズが不要となったために減額するものでございます。

次に、（５）番、保険基盤安定繰入金保険税軽減分について２０５万８、０００円を減額します。理由につきましては、低所得者に対する保険税軽減相当額が公費から補填される制度で、医療後期高齢者支援分の保険税軽減対象被保険者数を当初３、７０７名と見込んでおりましたが、実績としては３、５４２名と１６５名の減となったため、減額するものでございます。

次に、（６）番、保険基盤安定繰入金保険者支援分１６５万７、０００円を減額します。理由につきましては、低所得者を多く抱える市町村を支援し、中間所得層を中心に保険税負担を軽減するため、保険税軽減の対象となった一般被保険者の数に応じて、平均保険税算定額に一定の割合が公費から補填される制度でございまして、先ほどの（５）と同様に、保険者数が１６５名減となったために減額するものでございます。

次に、１１ページを御覧ください。

（７）番、未就学児均等割保険料繰入金について２１万５、０００円を減額いたします。理由といたしましては、令和４年度より未就学児に対する均等割保険税額を２分の１減額する制度が開始されております。その減額分を公費で負担するものでございますが、一般会計から国保特別会計に繰り入れるものでございます。当初見込んだ人数が５名減となったため、減額するものでございます。

次に、（８）番、出産育児一時金については８４万円を減額いたします。理由につきましては、出産育児一時金の３分の２に相当する額が一般会計から補填されているもので、当初、対象者を過去３年の実績で平均１０名と見込んでおりましたが、決算見込みでは７名ということで減額するものでございます。

次に、（９）番、財政安定化支援事業繰入金については５９万４，０００円を増額いたします。理由については、保険者の責めに帰することのできない特別な事情に対して国保財政運営安定化や保険税負担の平準化に資するための制度で、地方交付税措置対象額が当初の見込みを上回ったため、増額するものでございます。

次に、１２ページを御覧ください。

（１０）番、前年度繰越金についてでございます。８９４万７，０００円を増額いたします。理由については、令和３年度国民健康保険特別会計精算に伴う前年度繰越金の増額補正を行うものでございます。

以上が歳入の説明でございます。

次に、歳出の御説明をさせていただきます。

１３ページを御覧ください。

内訳について御説明させていただきます。

（１）番、賦課徴収事務経費について８２万５，０００円を減額いたします。理由につきましては、先ほど歳入の（４）で御説明したとおり、システム改修が不要になったためでございます。

次に、（２）番、被保険者分の療養給付費について７，９２６万６，０００円を減額いたします。理由につきましては、先ほど歳入の（２）で御説明したとおり、延べ人数、実績見込みが１４４名の減ということでございます。

次に、（３）番、一般被保険者高額療養費負担金については１，４１１万７，０００円を減額いたします。理由につきましては、先ほどの（２）と同様の理由となります。

次に、１４ページを御覧ください。

（４）番、出産育児一時金につきましては１２６万円を減額いたします。理由といたしましては、歳入の（８）で御説明したとおり、３名の減となるため、減額補正をするものでございます。

次に、（５）番、手数料について１，０００円を減額いたします。理由といたしましては、（４）についての広島県国民健康保険団体連合会に支払う審査手数料の１，０００円の減でございます。

最後に、過年度返還金でございます。６１９万６，０００円を増額いたします。令和３年度広島県国民健康保険給付費等普通交付金の特定健康診査に要する費用分につきましては、事業精算で返還金を増額するものでございます。

以上が歳出の御説明でございます。

歳入歳出同額の8,927万3,000円を減額することによりまして、現行予算30億3,182万円から、予算補正後は29億4,254万7,000円となります。

議案第29号補正予算（第3号）の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。
委員長（下垣内和春君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第31号令和4年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（内山 修君） それでは続きまして、議案第31号令和4年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、その内容を御説明させていただきます。

議案等補足説明資料は16ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、例年当議会にお諮りしております事業精算でございます。

補正額につきましては、広島県後期高齢者医療広域連合長より令和4年12月15日に正式に広島県下全市町に通知のあった各種事業の実績の積算見込額に基づいて計算をされております。

まず、歳入から御説明させていただきます。

（1）番、特別徴収保険料について1,083万1,000円を減額いたします。理由につきましては、広島県後期高齢者医療広域連合において各市町の保険料特別徴収分を再計算した結果、対象者が121名減となったため、減額するものでございます。

次に、（2）普通徴収保険料の現年分におきましては805万5,000円を増額いたします。理由といたしましては、（1）と同様に、後期高齢者医療広域連合において各市町の保険料普通徴収分を再計算した結果、対象者が350名増えたため、増額となったものでございます。

次に、（3）番、普通徴収保険料滞納繰越分につきましては7万1,000円を増額いたします。理由といたしましては、当初の見込額を超える歳入があったものでございます。

次に、17ページを御覧ください。

(4)番、保険基盤安定繰入金についてですが、277万9,000円を減額いたします。理由といたしましては、(1)と同様に、後期高齢者医療広域連合において各市町の基盤安定負担金を再計算した結果、減額となったものでございます。

次に、(5)番、前年度繰越金についてでございますが、235万9,000円を増額いたします。理由につきましては、令和3年度後期高齢者医療特別会計決算により繰越金が生じたため、増額補正をするものでございます。

次に、(6)番、保険料延滞金につきまして9,000円を増額いたします。理由につきましては、保険料延滞収納額が当初の見込みを1件上回るため、増額補正をするものでございます。

次に、歳出について御説明をさせていただきます。

18ページを御覧ください。

(1)番、広域連合納付金で保険料負担金311万6,000円を減額いたします。理由といたしましては、後期高齢者医療広域連合において今年度の保険料負担金について再計算をした結果、減額となったものです。財源の内訳のとおり、先ほど説明をいたしました歳入の合計額と同額となります。

以上によりまして、歳入歳出同額の311万6,000円の減額を行うことによりまして、現行予算4億8,601万円から、予算補正後は4億8,289万4,000円となります。

議案第31号補正予算(第1号)の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。
委員長(下垣内和春君) これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(下垣内和春君) ないようですので、次に参ります。

議案第16号竹原市保育所設置及び管理条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長(住田昭徳君) おはようございます。社会福祉課の住田でございます。

それでは、議案第16号竹原市保育所設置及び管理条例等の一部を改正する条例案につ

きまして御説明をいたします。

議案書は27ページ、議案参考資料は25ページとなります。

内容につきましては、議案等補足説明資料にて説明をさせていただきます。

19ページをお開きいただければと思います。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、条例中における引用条項の整理を行う内容となっております。

まずは、このたびの条例改正における国の背景のほうを御説明させていただきます。

厚生労働省や内閣府の所管事務移管とともに、幼稚園並びに集約施設所管の文科省との連携強化の下、令和5年4月からスタートとなりますこども家庭庁設置に伴い、これまで国において関係府省令等が改正されてまいりました。改正内容といたしましては、関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令をそれぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令へ移行する改正である。それから、幼稚園教育要領や保育所保育指針を定めるに当たり、こども家庭庁と文科省の間にて協議する規定の新設等が主な内容となっております。

そうした中、内閣府所管の子ども・子育て支援法におきましては、第19条第2項の削除に伴い、第19条第1項を第19条に改める、また第72条から第76条までの削除に伴い、第77条から第87条までを繰り上げる等の内容の改正が行われております。あわせて、文科省所管の学校教育法におきましては、第25条に第2項及び第3項を追加する等の改正がされております。

以上がまず国の背景及び改正内容となっております。

先ほど御説明しましたとおり、このたびの条例改正につきましては、その国の改正を受け、引用している条項部分を国と同様に改正を行う内容でございます。

本議案は、複数議案で構成されております。かつ、改正する条項等が多数のため、別紙2の改正内容部分のほうにまとめさせていただいております。

表の内容でございますが、縦軸に（1）から（4）までの4条例、横軸に条項の改正箇所並びに関係法律における改正内容とし、それぞれ記載をさせていただきました。具体的には、先ほど申し上げました国の改正内容のとおり、下段にも記載しておりますように、

（1）、（2）、（4）の3つの条例につきましては子ども・子育て支援法の条項に関するもの、（3）の条例につきましては子ども・子育て支援法並びに学校教育法の条項に関するものとなっております。

施行期日は令和5年4月1日となります。

根拠法令につきましては、議案参考資料に記載しておりますとおり、地方自治法第244条の2、子ども・子育て支援法第34条、第46条、第72条となります。

議案第16号につきましては以上となります。よろしく願いいたします。

委員長（下垣内和春君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第25号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第26号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第27号竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の3件を一括上程いたします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君） それでは、議案第25号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第26号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第27号竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、この3議案につきましては関連がございますので、一括にて御説明させていただきます。

議案資料では57ページから66ページ、議案参考資料では73ページから81ページとなります。

まず、全体像につきまして補足説明資料で説明をさせていただきます。

20ページ、最後のページをお開きいただければと思います。

まず、このたびの3つの議案につきましての改正概要でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等につきまして、国の基準府令等の一部が改正されたことに伴いまして、国の基準と同様の規定の整備を行うものとなっております。

まず、それぞれこの3つの条例の中身について御説明させていただきますと、平成27年度よりスタートしております現在の教育、保育制度におきまして、各事業を行う場合、

その事業の設置基準や公的財産支援を受ける設置者並びに事業所が遵守すべき基準等を定める必要がございます。その場合、まずは国におきましてそれぞれ所管の省令にて制定されますが、あわせて、子ども・子育て支援法及び児童福祉法の規定によりまして、実施される自治体におきましても同様に、関係府省令の基準を参考としながら、従うべき基準、あるいは参酌すべき基準として条例を定めるという流れになっております。したがって、このたびの3つの事業につきましては、先ほど申し上げましたように、国の基準を基に同様の基準を策定したものとなっております。

今般、関係府省令の一部が改正されたことに伴いまして、この3条例につきましても国と同様の改正を行う内容となっておりますが、この3つの基準条例の改正に当たり、国の改正についてまずは御説明をさせていただきます。

2つの主たる改正をはじめ幾つか改正がございました。補足説明資料の2の改正の内容のほうにまとめさせていただいております。縦軸に（1）から（5）の改正内容項目、横軸に各議案の条例とし、それぞれ改正条項部分を記述させていただいております。また、表中の下段には各条例の基となる関係府省令のほうを記載をさせていただいております。

改正項目の内容について御説明をさせていただきます。

（1）の懲戒に関する規定の削除でございますが、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のある懲戒権に係る条項を削除させていただいております。

（2）の安全計画の策定等についてでございますが、昨今、保育所等における重大事故が繰り返し発生している背景におきまして、保育所を含む児童福祉施設、家庭的保育事業所等の運営に関する基準について、安全計画策定をはじめとした児童の安全の確保に関する事項等が義務づけされるものでございます。

（3）設備及び人員の共有でございますが、多様なニーズを抱えた保護者、子供への支援として児童福祉施設等と他の福祉施設等の一体的な支援を可能とするために規制の見直しを行ったものでございます。

（4）業務継続計画の策定等でございます。児童福祉施設等における感染症の流行時や、地震や水災害といった非常災害時での業務継続に向けた計画策定の努力義務となっております。

（5）自動車を運行する場合の所在の確認でございます。こちらのほうにつきましては、令和4年9月に静岡県で起こりました送迎用バスの園児の置き去りという事件がございましたけれども、そうしたことを受けまして、幼児等の所在確認と安全装置の設備の義務

づけとして従わなければならない基準にバスの送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定が加えられたという内容となっております。

これらの法改正を受けて、順次基準を定めた関係府省令が同様に改正されております。

ここまでの国の主な流れとなります。

それでは、今度は各条例ごとに議案参考資料のほうにて御説明をさせていただきますが、この委員会用の資料も併せて御覧いただければと思います。

最初に、議案第25号でございます。

議案参考資料では73ページになります。

1、提案の要旨でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され、懲戒に関する規定が削除されたことに伴い、必要な規定を整備するものでございます。

改正の内容でございますが、内閣府令の基準に合わせて、同様に懲戒に関する規定の削除を行うものでございます。改正項目1の条例第26条の削除というふうになっております。

施行期日は公布の日、根拠法令は子ども・子育て支援法第34条、第46条となります。

続きまして、議案第26号でございます。

議案参考資料は75ページのほうをお開きいただければと思います。

提案の要旨でございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、利用乳幼児の安全の確保に関する計画の策定や自動車を運行する場合の安全管理の徹底に係る規定が追加されたことなどに伴い、必要な規定を整備する内容となっております。

改正の内容でございます。厚生労働省令の基準に合わせ、利用乳幼児の安全の確保を図るため、安全に関する事項についての計画を策定し必要な措置を講じるとともに、事業所外での活動等のために自動車を運行する場合は、自動車への乗降の際に点呼等の方法により利用乳幼児の所在を確認する等の規定を追加するものでございます。

また、懲戒に関する規定の削除を行うものとなっております。

施行期日は令和5年4月1日、懲戒に関する規定の削除につきましては公布の日となっております。

根拠法令につきましては、児童福祉法第34条の16となります。

続きまして、議案第27号でございます。

議案参考資料の79ページとなります。

提案の要旨でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、児童の安全の確保に関する計画の策定及び感染症や非常災害時における業務継続計画の策定等に係る規定が追加されたことなどに伴い、必要な規定を整備するものがございます。

改正の内容につきましては、厚生労働省令の基準に合わせて、児童の安全の確保を図るため、安全に関する事項についての計画を策定し必要な措置を講じるとともに、感染症や非常災害時における業務継続計画の策定等に係る規定を追加する内容となっております。

施行期日は令和5年4月1日、根拠法令は児童福祉法第34条の8の2となります。

議案第25号、議案第26号、議案第27号につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

委員長（下垣内和春君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） それでは、質疑がないので、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。

説明員は退席願います。

午前11時03分 休憩

午前11時05分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員間討議を始めます。

まず、第117条第1項の規定による委員外議員の出席または第2項の規定による委員外議員の発言について要求のある方は申出をお願いいたします。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） それでは、付託議案について委員間討議を始めます。

今まで質疑、答弁等を十分されたとは思いますが、まだ追加で質疑をすることがあるかどうかをお伺いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、以上をもって本委員会の付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時12分 再開

委員長（下垣内和春君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会の付託議案について順次討論、採決に入ります。

なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順に執り行ってまいります。

まず最初に、議案第11号市道路線の認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第12号竹原市債権管理条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第16号竹原市保育所設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第17号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第18号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第19号竹原市墓地使用条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第20号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第22号竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第25号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第26号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第27号竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第29号令和4年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号令和4年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託された議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決した本委員会への付託議案に対する委員会報告につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

その他事項に移ります。

説明員の入替えのため、暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時22分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開します。

市民福祉部長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 失礼いたします。本日はお忙しいところ、協議いただきましてありがとうございます。

もう一点、市民福祉部のほうから、その他報告ということでお時間をいただきたいと思っております。

内容につきましては、介護職員応援給付金事業についてという内容でございます。

それでは、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

委員長（下垣内和春君） 今ありましたように、介護職員応援給付金事業について説明を求めたいと思っております。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 健康福祉課から介護職員応援給付金事業について御説明いたします。

まず、概要でございます。今後見込まれる介護需要の増加に備え、市内事業所の介護サービスの質を確保し、要介護状態になっても住み慣れた地域で生活するための基盤づくりを促進するため、新たに市内事業所に介護職員として就職する者に対し応援給付金を交付するものでございます。

次に、介護職員を取り巻く現状でございます。

（１）国及び県の状況でございます。国内の介護職員の数は、令和元年度における推計値でございますが、約 2 1 1 万人であり、広島県では 5 万 1, 5 0 3 人となっております。広島県においては、団塊ジュニア世代が高齢者となる 2 0 4 0 年には介護職員が約 1 万 1, 5 0 0 人不足すると見込まれており、国及び県においても介護職員を確保するための様々な施策を実施しているところでございます。

県内における介護職の離職率は、令和 3 年度で 1 3. 5 % と、全産業 1 7. 3 % と比べ高いとは言えないものの、3 年未満の早期離職者の割合は 5 7. 3 %、平均勤続年数は 7 年で、全産業の平均勤続年数 1 0. 3 年を下回っており、人材の定着を図り、経験やノウハウを蓄積させていくことが必要な状況となっております。

次に、本市の状況でございます。本市には、約 7 0 か所の介護サービス提供事業所が所在し、約 1, 5 0 0 人の法人職員——そのうち正規職員は 4 3 0 名程度でございますが

——が本市の介護サービス利用者約1,200人に対しサービス提供を行っております。事業所へ聞き取りを行ったところ、本市の人口減少、少子高齢化に伴い、介護従事者についても高齢化が進むとともに、従業者を確保するのに苦心しており、現在は高額な手数料を支払い、人材仲介を利用したり、外国人労働者に頼っている現状がございます。今後の本市の人口動態については、高齢者全体の人口は減少していきませんが、後期高齢者人口は増加していくことが見込まれておりまして、年齢が高くなると要介護認定率は高くなるため、今後介護需要が高まっていくことが予測され、事業所における人材の確保は喫緊の課題となっております。

民間での取組状況でございますが、市内の社会福祉法人でつくる竹原地域社会福祉法人協議会において、人材確保につなげるために市内高校での出前授業を実施したり、一部法人では自前の奨学金制度を制度化し人材の確保に努めておられますが、安定した人材確保には至っておりません。これで、本市としても応援給付金制度を創設することといたしました。

裏面を御覧ください。

給付金制度の概要でございます。

(1) 対象者についてでございます。市内の介護サービス事業所へ令和5年7月1日から令和8年3月31日までの3年間の間に新規採用をされ、雇用期間の定めのない常勤として雇用された介護職員で3年以上勤務した方を対象とします。ただし、雇用開始の前の1年間、市内の介護サービス事業所で働いたことがない人に限ります。

(2) 支給額及び支給の方法でございます。介護職員一人につき勤続1年後に10万円、勤続3年経過後に10万円とします。新規採用を理由に市内へ転入する方については、住居移転費用として追加で10万円を支給します。

次に、4番の事業予算でございます。1年後に支出が発生しますので、令和6年度当初予算に210万円を計上する予定としております。

次に、事業者への周知についてでございますが、事業者の職員採用活動に速やかに活用いただけるよう令和5年3月に制度概要を周知することとしております。

以上、説明を終わります。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

宇野委員。

委員（宇野武則君） どの経営者も、従業員、働いている人は、大体仕事は厳しいし給料が少ないという、ほとんどでそういう声が聞こえるのだが、これぐらいでいいのか悪いのか。予算の関係も、竹原市の財政問題もありますので、平均を取らなければいけない部分もあるのだが、もうちょっと何か方法がないのか、どっちにしても人口が減って高齢者は増えるわけだから。

私は、今ちょっと外国の人の名前も出たが、国が3年ぐらいたってよくよく慣れて日本語を覚えた頃に本国へ帰すという制度が、あれは効果がいいのか悪いのか、私は悪いと思うのだが、そういうものは施設や県を通してもうちょっと抜本的に改正して、一遍帰ったら、カキ打ちのほうも皆そうだが、帰る頃にはまた手数料が要るのよ、向こうへ業者がいるから。日本にもお化けみたいな業者がいるが、派遣会社が。竹原市内で派遣会社をやりたいのだがと言うから、私は怒ったのだが、ハゲタカみたいなことをすると言って。そこらを全部変えて、国のほうへ働きかけていかなければ、私はこれぐらいのことだけでは将来的には難しいと思うのだが。どっちみち四、五百人は減っているから、人口が。そこらは、まあいいです、大丈夫です。

委員長（下垣内和春君） では、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、説明員は退席してもらって結構です。

続きまして、閉会中の継続審査の申出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。その他、委員の皆様におかれて継続審査、調査について御意見なり御要望はございませんか。

委員（宇野武則君） 新年度、4月以降になって、少し区画整理とか住宅地を改めて現地視察、現場を我々も見ないとなかなか理解できないものもあるし、ぜひ4月以降にそれへ行つて、暖かくなった頃に。どれぐらいの間隔で地元と接触しているのかも分からないし、それから現実のものも見てみないとなかなか前へ進まない。私は、もう残っているところ、大きな土地でも、もう数軒しかあそこへ残っていないのだが、それでも住宅として継続していかないといけない、普通財産に移行できないからね。そこらも踏まえて、委員会がもうちょっと積極的にやってもらえたらいいのではないかというように。やればできるのですよ。ずっと地元と協議しております、しておりますと言うのだが、中身は言わないから、月に何回接触していますというようなことは一切言わないから。

委員（吉田 基君） 昔はよく見ていたのよ，現場を。

委員（宇野武則君） そうよ，現地へよく行っていたのよ。それだから，前へ進んでいた。

委員（吉田 基君） 今はもう全然行かないから。

委員（宇野武則君） まあよろしく頼みます。

委員長（下垣内和春君） 今回の宇野委員の言われたことについては，今後，委員長また副委員長で協議して，そういうこともやっていきたいというように思います。

今回は……。

委員（吉田 基君） いいと思うよ。

委員長（下垣内和春君） ええ。

委員（吉田 基君） いいことだから，やるようにしないとイケない。

委員長（下垣内和春君） はい。

ただいまの意見を踏まえ，議長に申し出ることに対し，御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 異議なしと認めます。よって，そのように決しました。

以上をもって本日の民生都市建設委員会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。よろしく願いいたします。

午前11時33分 閉会